



申請人のTEL	027-252-4151
代理人 氏名	行政書士 石川宏事務所
代理人 TEL	0276-46-8757

様式3-13

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書

平成30年 6月 8日

太田市農業委員会長 様

届出者(受人・借人) 株式会社上毛新聞TR
代表取締役 渡辺幸男

(渡人・貸人) 岡田治久

下記によって転用のため農地(採草放牧地)の権利を設定、移転したいので、農地法第5条第1項第6号の規定によって届け出ます。

1 当事者の氏名等									
当事者の別	氏名			住 所			職 業		
受人・借人	株式会社上毛新聞TR 代表取締役 渡辺幸男			前橋市新前橋町17番地17			住宅展示場経営		
渡人・貸人	岡田治久			太田市飯塚町1036番地			会社役員兼農業		
2 土地の所在等									
土地の所在		地番	地目		面積	土地所有者		耕作者	
市	町		登記簿	現況		氏名	住所	氏名	住所
太田市	飯塚町	603-1	田	雑種地	80㎡	岡田治久	太田市飯塚町1036	不耕作	
	以下余白								
3 契約の内容等									
権利の種類		権利の設定移転の別		権利の設定移転の時期		権利の存続期間		その他	
賃借権		設定・移転		受理後		20年間		待矢場除外済	
4 転用計画									
転用の目的		住宅展示場用地		転用の時期		平成30年 7月 1日着工・平成30年12月31日完工			
転用の目的に係る事業又は施設の概要		太田市飯塚町598-3、599-4、600-1、601-1、601-3、602-1、602-3とともに使用 全8筆 合計 9,158㎡ 展示住宅16棟 管理棟1棟 便所1棟				開発許可を要しない 場合都市計画法 第29条の該当号		許可済	
5 転用することによって生ずる付近の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要									
付近の土地作物、家畜等に被害を及ぼさぬよう万全の注意を払いますが、万一、不都合な事態が生じた場合には転用者にて早急に適切な処置を施します。									

- 記載注意 1 関係者が法人である場合には、「氏名」の欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄に主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容をそれぞれ記載する。
2 譲渡人(貸人)が2人以上である場合には、農地転用許可申請の場合に準ずること。
3 「転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、事業又は施設の種類、数量及び面積、その事業又は施設に係る取水又は排水施設等について具体的に記入する。

通 知 欄					
第 66 号 平成30年6月15日			受理したときの加除訂正は、次のとおりである。		
平成30年6月8日付けで届出書の提出があったこの届出については、これを受理し、平成30年6月8日にその効力が生じたので、農地法施行令第10条第2項の規定により通知する。	区分	届出年月日	届出者氏名	当事者の氏名等	土地の所在等
	加除訂正				
	区分	契約の内容等	転用計画	防除施設等	
加除訂正					
太田市農業委員会長 新井章夫					